

平成 29 年度第三者評価実施要領

平成 28 年 5 月

一般財団法人 短期大学基準協会

平成 29 年度第三者評価実施要領

一般財団法人短期大学基準協会

この要領は、「短期大学基準協会第三者評価要綱」及び「一般財団法人短期大学基準協会第三者評価実施規程」（以下「実施規程」という。）に基づき、平成 29 年度の第三者評価実施に関して手続きを進めるため、必要な事項をまとめたものです。

I 第三者評価の概要

1. 実施機関及び連絡先

一般財団法人短期大学基準協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 6 階

Tel : 03-3261-3542（事業課）、03-3261-3594（代表）

Fax : 03-3261-8954

2. 目的

一般財団法人短期大学基準協会（以下、「基準協会」という。）が行う第三者評価は、短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることを目的とします。

（第三者評価要綱）

3. 評価の対象

評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象とします。

（実施規程第 2 条）

4. 評価の周期

第三者評価は、文部科学大臣による設置認可後又は評価を受けた年度の翌年度から 7 年以内ごとに受けなければなりません。

（実施規程第 19 条）

5. ALOの配置及び登録

各短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（自己点検・評価作成マニュアルにいう提出資料及び備付資料）の選別・作成、学内調整、基準協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う ALO（Accreditation Liaison Officer: 第三者評価連絡調整責任者）を配置し、登録してください。

また、必要に応じて ALO を補佐するために ALO 補佐を置くこともできますので、ALO 補佐を置いた場合には、基準協会に報告してください。

(実施規程第 6 条)

6. 評価の実施体制

(1) 理事会

(2) 第三者評価委員会

① 分科会

当該年度の評価を受ける短期大学数に応じて複数設置します。

② 財務部会

評価チーム及び分科会と連携して評価を行います。

③ 評価チーム

1 校につき、評価員 4 名程度の評価チームを編成します。

④ 評価員

評価員候補者及び学識経験者から評価校数に応じて委嘱します。

(実施規程第 5 条)

(3) 第三者評価審査委員会

① 内示された機関別評価案に対する異議申立てについて審査を行います。

(実施規程第 11 条)

7. 評価の方法

(1) 評価の基本

短期大学設置基準を基礎とした短期大学評価基準による評価を基本としつつ、短期大学の個性を尊重する評価も併せて行います。

(2) 各評価員による評価

自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査により、各評価員が短期大学評価基準に定める区分ごとに評価を行います。

(実施規程第 8 条)

(3) 評価チームによる基準別評価

各評価員による評価に基づき、評価チームが短期大学評価基準に定める基準ごとに評価を行います。

(実施規程第 8 条)

(4) 第三者評価委員会の分科会による機関別評価原案の作成

評価チームによる基準別評価に基づき、第三者評価委員会に置かれる分科会（評価チームを分担する）が機関別評価原案を作成します。なお、基準Ⅲの財的資源の評価については、評価チーム及び分科会と財務部会が連携して評価を行います。

(実施規程第 8 条)

(5) 第三者評価委員会による機関別評価案の作成と内示

分科会が作成した原案に基づき、第三者評価委員会が機関別評価案（適格・不適格・保留）を作成し、理事会に報告した後に当該短期大学に内示します。

（実施規程第 10 条）

(6) 理事会による機関別評価の確定

理事会は、第三者評価委員会が作成した機関別評価案及び異議申立てに係る第三者評価審査委員会の審査結果に基づき、機関別評価を確定し、当該短期大学に通知します。

（実施規程第 12 条）

8. 異議申立て及び意見申立ての機会

(1) 短期大学は、内示された機関別評価案について、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定に異議がある場合、異議申立てを行うことができます。

（実施規程第 11 条）

(2) 異議申立てに対しては、第三者評価審査委員会において審査します。

（実施規程第 11 条）

(3) また、内示された機関別評価案の記述について、意見（字句の加筆・修正など）がある場合、意見申立てを行うことができます。

（実施規程第 11 条）

(4) 意見申立てに対しては、第三者評価委員会において審査し、第三者評価審査委員会及び理事会に報告し、決定します。

（実施規程第 11 条）

9. 機関別評価結果の公表

機関別評価結果については、第三者評価結果報告書への掲載及びウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。

（実施規程第 17 条）

10. 評価結果の再判定

短期大学に機関別評価を適格と決定・通知した後に、評価を実施した年度における当該短期大学の状況が、次のいずれかに該当するおそれのあるときには、第三者評価委員会において調査し、それが事実であると判明した場合には、理事会において機関別評価結果を不適格とします。

- 一 短期大学評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合
- 二 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合
- 三 重大な法令違反がある場合

（実施規程第 15 条）

11. 評価に係る評価料等

(1) 評価に係る評価料

基準協会が行う第三者評価に係る評価料は、次のとおりです。

- 一 会 員 1,300,000 円 (消費税別)
- 二 非会員 3,400,000 円 (消費税別)

(実施規程第 20 条)

(2) 評価員の旅費等

第三者評価の訪問調査及び指定する研修会の出席に係る評価員の旅費等（交通費、宿泊費、食事代等）を、「一般財団法人短期大学基準協会評価員旅費支給規程」に基づき支払います。また、訪問調査の前日に行われる事前打合せのための会場は基準協会です。

(実施規程第21条)

1 2. 短期大学の名称等の変更の届出

機関別評価結果が適格とされた短期大学は、評価を受けた翌年度から 6 年間に於いて、短期大学の名称・所在地、設置者及び教育目的、教育研究に係る基本組織、入学・収容定員、学生募集停止などの変更を行った場合は、当該変更事項について基準協会に届け出るものとします。基準協会は、届出の内容をウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。

(実施規程第 22 条)

1 3. 評価システムの改善と公表

基準協会の評価システムについては、不断に見直し・改善を図ることとし、その結果、評価システムを定め又は変更する場合は、案を公表し、広く社会から意見を求め検討を行い、結果を各短期大学関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。

(実施規程第 18 条)

II 第三者評価の具体的な手続きと日程

1. 第三者評価の申し込み

平成 29 年度に評価を希望する短期大学は、第三者評価申込書を平成 28 年 7 月 29 日〔消印有効〕までに提出してください。

なお、申し込みを行った短期大学が、その後、やむを得ない事情により評価の取り下げを行う場合には、基準協会と協議の上、平成 29 年 10 月 31 日までに行わなければなりません。

また、ALO の登録が済んでいない場合は、申し込みと同時に所定の様式にて連絡してください。

2. 評価実施決定の通知

平成 28 年 9 月下旬頃に別途通知します。

3. 評価料等の納入

評価料等の納入時期及び方法等については、別途通知します。

4. 自己点検・評価報告書（提出資料を含む）の作成及び提出

『自己点検・評価報告書作成マニュアル』（平成 29 年度評価用）に従って作成し、平成 29 年 6 月 30 日までに、次の提出先へ送付してください。

提出先：① 基準協会事務局

(a) 自己点検・評価報告書及び提出資料……………各 2 部

(b) 自己点検・評価報告書の電子データ〔提出資料「計算書類等の概要（過去 3 年間）」（書式 1～旧書式 2）〕……………1 部

② 評価チームの各評価員

(a) 自己点検・評価報告書及び提出資料……………各 1 部

(b) 自己点検・評価報告書の電子データ（提出資料のデータは除く）

……………各 1 部

5. 評価チームの通知

評価を担当する評価チーム（各評価員の氏名、自己点検・評価報告書・提出資料の送付先等）については、5 月下旬に通知します。

6. 書面調査（平成 29 年 7 月～8 月頃）

7. 訪問調査日程の決定

ALO は、チーム責任者と連絡をとり、訪問調査の日程を決定するとともに、基準協会事務局及び評価チームの各評価員に通知してください。

8. 訪問調査（平成 29 年 9 月～10 月頃）

9. 基準協会第三者評価委員会及び分科会による審議（平成 29 年 11～12 月頃）

10. 機関別評価案の内示

平成 29 年 12 月頃を予定しています。

(1) 機関別評価案に異議がある場合

内示された機関別評価案について、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定に異議がある場合、内示後 30 日以内に基準協会理事長宛に書面で申し出てください。この異議申立てに対しては、第三者評価審査委員会において審査します。

(2) 機関別評価案に意見がある場合

内示された機関別評価案について、意見（字句の加筆・修正など）がある場合、内示後 30 日以内に第三者評価委員会委員長宛に書面で申し出てください。この意見申立てに対しては、第三者評価委員会において審査し、第三者評価審査委員会及び理事会に報告します。

1 1. 機関別評価の確定と評価結果の通知及び公表等

(1) 機関別評価の通知及び公表（平成 30 年 3 月下旬）

理事会において機関別評価の確定を行い、その結果を当該短期大学に通知するとともに、第三者評価結果報告書への掲載及びウェブサイト等で広く社会に公表します。

(2) 機関別評価結果が「保留」の場合

機関別評価結果が保留と判定された短期大学は、基準協会が別に指定する期間内に、再度自己点検・評価報告書を提出し、再評価を受けてください。なお、再評価を受けない場合は「不適格」となります。

(3) 適格に条件が付された場合

機関別評価結果において、適格で条件が付された短期大学は、条件が付された事項について、基準協会が指定する期日までに改善報告書を提出してください。改善報告書が提出されない場合には、適格を取り消し、不適格とします。

1 2. 申込者等の変更の届出

第三者評価の申し込み後、申込者（理事長・学長）及び ALO に変更がある場合は、その旨基準協会事務局までご連絡ください。

Ⅲ 平成29年度第三者評価スケジュール

<短期大学基準協会>

<評価を受ける短期大学>

平成28年	
	4月
平成29年度第三者評価実施要領・申込書送付(本通知)	5月
	6月
	7月
	7月(29日)平成29年度第三者評価の申込締切
	8月
	8月(25日)平成29年度第三者評価ALO対象説明会
(9月下旬)評価を受ける短期大学の決定及び通知	9月
	平成29年度第三者評価実施決定の通知を受理 自己点検・評価の実施と結果の取りまとめ及び報告書の作成
	10月
	11月
	12月
平成29年	
	1月
	2月
	3月
	4月
	5月
	6月
	(6月30日)自己点検・評価報告書の提出締切
(7月中旬)平成29年度評価 評価員・ チーム責任者研修会 各評価員による評価 評価チームによる基準別評価	7月
	8月
	9月
	10月
	7月
	8月
	9月
	10月
	11月
	12月
平成30年	
(異議申立てのあった場合)審査委員会による審査	1月
	2月
(3月中旬)理事会による機関別評価の確定 (3月下旬)機関別評価結果の短期大学への通知、公表 及び文部科学大臣への報告	3月

自己点検・評価報告書の作成

